

第14回産学官連携功労者表彰

募集要項

平成28年2月

内閣府

総合科学技術・イノベーション会議事務局

1. 産学官連携功労者表彰の目的

大学等(公的研究機関を含む。以下同じ。)や、企業における科学技術イノベーションに係る産学官連携活動において大きな成果を収め、オープンイノベーションの観点から先導的な取り組みを行う等当該活動の推進に多大な貢献をした産学官連携の優れた成功事例に関し、その功績を称えることにより、我が国の産学官連携活動の更なる進展に寄与することを目的とします。

2. 受賞候補者の募集

(1) 第14回産学官連携功労者表彰の募集のねらい

産学官連携功労者表彰は、平成15年度の開始以降、今年度実施分を含め13回を数え、表彰事例は累計182件に上っております。

平成28年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組み強化の観点から、産学官連携活動を活性化させる必要性が改めて強調されております。また、地域イノベーションに係るリソースの制約下、地方創生を推進する上での産学官連携の重要性もまた増している状況にあります。

以上を踏まえ、来年度の産学官連携功労者表彰事業について、広く候補者を募集することとなりました。

つきましては、下記の要領で産学官連携功労者表彰候補者を募集します。

(2) 表彰対象

表彰は、次の各号の一の分野において、オープンイノベーションを推進するための仕組み強化の観点から極めて顕著な又は、特に顕著な功績があったと認められる個人又は団体に対して行う。

- ① 企業と大学等との共同研究・受託研究等による成果の事例
- ② 大学等の研究成果である特許・ノウハウを企業等へ技術移転を行い製品化した成果の事例
- ③ 大学等の研究開発成果を活用したベンチャー創出等の成果の事例
- ④ 地域における産学官連携による成果の事例
- ⑤ その他産学官連携による優れた成果の事例

※産・学・官のセクター間において営まれた連携なくして当該成果は発現しえなかったとの視点で、原則的に複数のセクター(産・学、産・官等)から各々功労者を推薦。

※女性や若手等の多様な人材が連携活動に貢献した事例を歓迎。

(3) 表彰の種類等

上記の表彰対象に対して、以下の賞を表彰します。各賞ともに表彰状と記念品を授与します。受賞者は1件につき、原則個人又は団体3者とします。

- ① 内閣総理大臣賞
- ② 科学技術政策担当大臣賞
- ③ 総務大臣賞
- ④ 文部科学大臣賞

- ⑤ 厚生労働大臣賞
- ⑥ 農林水産大臣賞
- ⑦ 経済産業大臣賞
- ⑧ 国土交通大臣賞
- ⑨ 環境大臣賞
- ⑩ 日本経済団体連合会会長賞
- ⑪ 日本学術会議会長賞

(4) 募集の方法

自薦他薦を問わない公募方式です。

(5) 候補者等に必要な資格

- ① 候補者については、国籍を問いません。
- ② 今回の表彰において、同一人に対して複数の表彰は行いません。
- ③ 禁固刑以上の刑歴を有する方は受賞対象から除外します。

3. 選考方法等

関係府省による予備選考を経た後、有識者で構成される選考委員会による審査を経て、受賞者の選出を行います。

4. 応募方法

(1) 手順

Step1 : 下記内閣府意見登録システムより問い合わせください。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0169.html>

Step2 : 担当者より申請書類を送付します。

Step3 : 申請書類にご記入の上、附属資料*とともに担当者までメールでお送りください。

* 附属資料とは申請書類の記載内容の根拠や補足となる資料です。附属資料があれば提出してください。具体的な例としては、以下の通りです。

- ・社会への貢献に関する報道(記事のコピー)や表彰
- ・技術への貢献を示す主要な特許の公報や査読付論文の別刷り
- ・市場への貢献を示す販売実績や次年度販売計画、製品のパンフレット

(2) 応募書類に関する問合せ先

下記内閣府意見登録システムより問い合わせください。

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0169.html>

受賞者決定前の候補者に関するお問合せや審査状況に関するお問合せ、落選した場合の落選理由に関するお問合せ等には、一切お答えできませんのでご了承ください。

(3) 募集期間

平成28年2月19日(金)～平成28年3月17日(木)17時

この期間内であればいつでも応募可能ですが、電子メールでご提出ください。

(4) その他

- ① 応募書類に記載された個人情報その他の情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。
- ② 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、または係争中でないことが条件です。
- ③ 応募内容に関して、記載に虚偽が明らかになった場合には、応募は無効となります。
- ④ 審査に当たって、書類内容の確認、追加資料提出のお願いや応募書類に関する質問など事務局から応募者に対して連絡する場合があります。このため、事務局からの連絡に適切かつ確実に応対下さるようお願いいたします。適切な応対がなされない場合や一定期間連絡が取れない場合には、審査対象から除外する場合があります。
- ⑤ 他薦の場合は、原則として本人の了解を得た上で応募ください。

5. 受賞者の発表及び表彰式

(1) 受賞者の発表

受賞者の発表は平成28年8月を予定しています。受賞者及び受賞内容については、内閣府のホームページ等で発表します。受賞者には事前に直接通知致します。選外となったものについては特に通知は致しません。

(2) 表彰方法

受賞者に対して表彰式を行います。表彰式は平成28年8月26日の予定ですが、詳細については追って受賞者に連絡します。

(3) 受賞後の広報・PR等

受賞後に受賞者による事例発表(プレゼンテーション、展示)を行う予定です。これに限らず、受賞者の方に対しては、受賞後の広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

(4) 表彰の取り消し

表彰後に禁固刑以上の刑に処された場合は、受賞を取消し、表彰状等は返納することとします。